

女川原子力発電所第2号機  
新規制基準適合のための設工認に係る使用前事業者検査の実施方針について

1. はじめに

現在、女川原子力発電所第2号機においては、設計及び工事の計画（設工認）について審査中であるが、今後、設工認が認可された後には、使用前事業者検査を実施し、使用前確認を受ける。

使用前事業者検査は、設工認の認可が得られ準備が整い次第、実施する予定であるが、検査実施に当たり当社の方針をご説明させていただくとともに、詳細について調整させていただきたい。

2. 使用前確認申請

女川原子力発電所第2号機の使用前確認申請は、設工認の認可が得られ次第、速やかに申請を行う。

3. 使用前事業者検査

(1) 各ホールドポイントまでの検査数

女川原子力発電所第2号機の使用前事業者検査は、系統単位で実施することとしており、各ホールドポイントまでに実施すべき検査数は、現時点において下表のとおりである。

表 各ホールドポイントの検査数（2021年11月29日時点）

検査項目	ホールドポイント			合計
	燃料装荷前	臨界操作前	全工事完了	
一号検査	105	0	0	105
二号検査	65	17	5	87
三号検査	87	0	0	87
合計	257	17	5	279

※QA検査を除く

### 【各ホールドポイントまでに実施すべき検査の考え方】

- ・ 発電用原子炉に燃料体を挿入する前の時期（燃料装荷前）  
発電用原子炉施設の安全性確保の観点から、工学的安全施設、安全設備等の機能または性能を当該各系統の機能・性能検査等に係る使用前事業者検査により確認する。
  
- ・ 発電用原子炉の臨界反応操作を開始する前の時期（臨界操作前）  
発電用原子炉の出力を上昇するに当たり、発電用原子炉に燃料を挿入した状態での確認項目として、燃料の炉内配置および原子炉の核的特性等を確認する。
  
- ・ 設計及び工事の計画に係る全ての工事が完了した時期（全工事完了）  
全ての工事の完了を確認するために、発電用原子炉で発生した蒸気を用いる施設の機能・性能検査等に係る使用前事業者検査により、全ての系統の機能または性能の最終的な確認を行う。

### （２）検査工程の提示方法

検査工程は、検査工程表（全体）を提示したうえで、毎月提出する検査工程表（3か月工程）にて詳細を提示する。

### （３）チーム検査対象

チーム検査対象の選定にあたり必要な検査工程表（全体）および機器情報等を提示させていただいた後、検査対象を選定いただくものとする。

対象となる検査について、検査実施の一週間前までに詳細工程を提示する。  
なお、計画に変更が生じた場合は、別途調整させていただく。

### （４）ホールドポイントの確認および解除

- a. 使用前事業者検査の予実績管理を行い、原子力規制庁殿による使用前確認を受ける前に次工程に進むことの無いよう管理を行う。
- b. ホールドポイントの確認は、各ホールドポイントにおける使用前確認を受けた後、次工程にリリースを行う。
- c. 全工事完了のホールドポイントにおいては使用前確認証が交付されるものと理解しているが、燃料装荷前および臨界操作前のホールドポイント解除について、原子力規制庁殿と事業者にてホールドポイントが解除されたことを相互確認するための証となる確認証の交付について調整させていただく。

#### 4. 旧法による使用前検査

原子炉等規制法附則第7条（平成二九年四月一四日法律第一五号）に基づく使用前検査に該当する検査として，2号ガドリニア濃度変更9×9燃料採用の工事計画に係る使用前検査がある。

これまでも従前の例にならい，使用前検査申請内容の変更について提出しているが，検査工程および使用開始予定時期を未定としていたことから，今後の検査工程をふまえ，具体的な検査の日程を記載して提出する。

使用前検査の実施方法については，使用前事業者検査として実施した結果を確認いただき，使用前検査の可否を判定していただく。

以 上